

平成 21 年 7 月 17 日

総務省 情報通信国際戦略局
情報通信政策課 法体系担当 御中

郵便番号 810-8655
住 所 福岡市中央区清川 2-22-8
氏 名 株式会社福岡放送
代表取締役社長 原 章

意 見 書

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成 20 年諮問第 14 号＞答申（案）」に対し、別紙のとおり、意見を提出します。

別紙

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号答申>(案)」に対するパブリックコメント

項目	意見
2. 伝送設備規律	
(1) 電波利用の柔軟化	
①電波利用の柔軟化(p3~4)	<p>通信・放送両用免許制度の整備にあたっては、免許取得後の登録点検結果報告など手続きが煩雑（通信用、放送用で別々に報告が必要になるなど）にならないようお願いしたい。</p>
②ホワイトスペースの活用(p4)	<p>ホワイトスペースの活用にあたって関係者による技術的検証の場を立ち上げ、その検証結果を踏まえた上で、技術基準の策定等の制度整備を行う方向性が示されたことは、一定の評価に値する。</p> <p>ただし、技術基準を満たしていても想定外の障害が発生する恐れがないとは言い切れない。万が一、そのような障害（干渉）が発生し、既存放送事業に影響が及んだ場合の対処として、被干渉事業者に不利益が生じないような措置まで考慮していただきたい。</p> <p>また、ホワイトスペースの活用により、放送用周波数帯域の有効利用が実現できるのであれば、電波利用料の見直しも検討に値するのではないか？</p>
3. 伝送サービス規律	
(1) 伝送サービス規律の再編	
④現行の有線テレビジョン放送施設者に対する施設の使用の承諾義務（いわゆるチャンネルリースの義務）(p7~8)	<p>有線テレビジョン放送法施行当時と現状の違いを鑑み、いわゆるチャンネルリースの義務付け廃止を適当とする方向性が示されたことは評価に値する。</p> <p>また、チャンネルリースの提供については有線テレビジョン放送法に代えて電気通信事業法を適用することについても賛成である。</p>

別紙

項目	意見
<p>3. 伝送サービス規律</p> <p>(3)放送・有線放送の安全・信頼性の確保(p9)</p>	<p>重大事故の報告が法的に義務付けられていない現状においても、放送事業者は停波を伴う放送事故が発生した場合、遅滞なく所轄の総合通信局に停波時間・原因などを報告している。</p> <p>設備の維持義務の具体的な規定についても、今後、放送・有線放送の実情を踏まえたうえで検討することが適当とされているが、現状においても小規模設備を除き、重要な送信設備(プラン局レベル)においては設備の二重化、発電機等の非常用電源設備の整備をしており、演奏所設備においても設備の2系統化や無停電装置、非常発電装置の整備をしている。</p> <p>このように放送事業者は重大な放送事故撲滅のための自主的な取組を行っており、また、NHKと民放連は2007年に「地上放送関係無線設備等の安全・信頼性基準ガイドライン」を定め、地上放送設備の安全性・信頼性確保に自主的に取り組んでいる。</p> <p>維持義務を課す設備の規模についてはこのような実情を踏まえ、規制強化に繋がることのないよう要望する。</p>
<p>4. コンテンツ規律</p> <p>(1)メディアサービス(仮称)の範囲(p11)</p> <p>(2)コンテンツ規律の基本的な考え方</p> <p>②コンテンツ規律の目的(p11~12)</p>	<p>放送事業者の意見を受け入れ、新たな法体系で「放送」の概念および名称を維持するとされたことは、評価に値する。</p> <p>答申(案)では、放送の役割・機能のひとつとして、その「地域性」が認められたと理解する。ローカル放送事業者としては、自身の役割・機能が認められたということであり、さらにその機能・役割を確保すべきであるとされたことは、評価に値する。新法規にも、放送の機能・役割および今後もそれらを確保・発揮すべきであると明記されることを要望する。また、現行放送法の目的の規定を新法規の目的のベースとすることにも賛成である</p>

別紙

項目	意見
4. コンテンツ規律	
(3) 具体的規律	
①一定の放送を確保するための規律 (p12～13)	<p>放送普及基本計画は、確保すべき放送メディアの種別や放送対象地域、放送対象地域ごとの放送系の数の目標を定めるもので、特に放送局の数については、その地域の経済力と放送局としての経営が成り立ち、放送の役割と機能が果たせるかを考慮してその数が定められたものである。</p> <p>一定の条件の下での拡大として想定されるのは、放送対象地域の広域化や、いわゆる3波以下の少数チャンネル地域における欠落している放送系の拡大が考えられるが、地域間格差の是正の役割を担う観点だけではなく、当該地域の既存放送事業者に与える経営的な影響や、拡大による経営的なダメージにより、同事業者が制度的に確実に確保すべき放送の役割と機能を果たせるのかどうか等、実現可能性については慎重に検討することが重要である。</p>
②業務開始の手続等	
ア 経営の選択肢の拡大(p13)	<p>放送施設の設置（ハード事業）と放送の業務（ソフト事業）について、いわゆるハード・ソフト一致の事業形態を認めることが明記され、民放連をはじめ民放事業者が「ハード・ソフト一致原則は維持されるべき」という主張がある程度認められたということであり、評価に値する。</p>

別紙

項目	意見
4. コンテンツ規律	
(3) 具体的規律	
②業務開始の手続等 ウ 放送施設の設置と放送の業務を別々の行政手続とする際に必要な措置(p13～14)	<p>ハード・ソフト分離により放送施設の整備等のインセンティブが損なわれる恐れは確かにあるが、地上放送事業者がハード・ソフト一致を望むのは、基幹メディアとして現行放送法の理念目的を遂行するためには、それが不可欠と考えるためである。</p> <p>ハード・ソフト一致事業者の希望を優先する措置を講じる必要があるとされたことは評価できるが、「放送施設の整備等のインセンティブが損なわれることを防ぐ」ためという理由は、修正あるいは削除していただくことを希望する。</p> <p>また制度整備にあたっては、「ハード事業者がソフト事業を行うことを希望する場合には、その希望が他者より優先される」ということを明記していただきたい。</p>
エ 規律の振り分けに係る留意事項(p14)	<p>放送の業務(ソフト業務)は認定制とされているが、認定や再認定にあたって、放送の内容について行政の関与がこれまでより強まることのないような法制化や制度の運用に留意していただきたい。</p>

別紙

項目	意見
4. コンテンツ規律	
(3) 具体的規律	
③ 番組規律	
<p>ア 基本計画の対象である放送であって、「現代社会の基盤を形成する役割」「教養・教育水準の向上」「娯楽の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待される放送(p14～15)</p>	<p>番組調和度合いのディスクローズを法的に強要することは、後々「編集の自由」ひいては「表現の自由」への介入に繋がる恐れがある。</p> <p>ショッピング番組に関しては、視聴者のニーズも大きく、不況の中で個人消費のけん引役となっている面がある一方、視聴者（あるいは消費者）から批判があることは放送事業者自身も十分認識しており、民放連は2009年4月に「放送基準」の改定を行い、ショッピング番組の扱いに関するルールを強化したばかりである。</p> <p>当社でも、民放連のテレビ通販ルールに基づき、番組全体の表現手法についても視聴者の誤解を招かないように配慮し、放送基準ルールに基づいた厳しい考査と制作・放送においてもコンテンツの精査を実施している。</p> <p>このように放送事業者の自主的な改善へ向けた取り組みをご理解いただき、放送の自主自律の原則を尊重した制度整備を要望する。</p>

別紙

項目	意見
4. コンテンツ規律	
(3) 具体的規律	
⑤ 再送信制度の在り方	
ア 義務再送信制度 (p16)	<p>有線テレビジョン放送に現行と同様の義務再送信制度を維持し、受信障害区域の指定手続きの簡素化などの制度設計に取り組むとされたことは賛成である。制度整備にあたっては、有線テレビジョン放送事業者が地上放送の難視聴地区（特に辺地の難視聴地区）に積極的に施設を設置するインセンティブのある措置を要望する。</p> <p>また、有線テレビジョン放送施設者であった者が、電気通信役務利用放送事業者に移行したため生じている問題に合理的な解決が図られるよう制度設計に取り組むとされたことにも賛成である。</p>
イ 裁定制度 (p16～17)	<p>答申（案）で「義務再送信制度の対象と同様に、裁定制度の対象についても、上記アと同様の配慮を払う」とあるのは、電気通信役務利用放送（IP マルチキャスト放送）についても、ケーブルテレビと同様の「裁定制度」を適用する方向であると理解する。</p> <p>また、有線テレビジョン放送で地上放送を再送信することで、「受信者は自県の地上放送に加え、その他の県の地上放送を視聴できる」という利益を得るとされている。これは区域外再送信が有線テレビジョン放送の役割の一つであるということであり、検討委員会が区域外送信を容認していると理解する。</p> <p>地上放送事業者は県域免許制度に基づいて放送を行っており、区域外再送信を容認することは県域免許制度の形骸化につながるものである。また、地上放送事業者は県域放送を前提に番組を制作し放送している。そのようなコンテンツには当然ながら地域性があり、これを無視して区域外再送信を容認することはコンテンツ制作者の意図をないがしろにする行為に等しい。（次頁へ続く）</p>

別紙

項目	意見
4. コンテンツ規律	
(3) 具体的規律	
⑤ 再送信制度の在り方	
イ 裁定制度 (p16～17)	<p>答申（案）では、放送の役割・機能としてその「地域性」を認めている（4. コンテンツ規律（2）コンテンツ規律の基本的考え方②コンテンツ規律の目的）が、同時に区域外再送信も容認することに矛盾を感じずにいられない。</p> <p>区域外再送信問題は、こうした制度の不整合が根底にあるもので、有線テレビジョン放送事業者に有利な「裁定制度」は廃止して、民間同士の交渉に委ねるべきと考える。電気通信役務利用放送（IP マルチキャスト放送）についても、同様である。</p>
6. 紛争処理機能の拡大 (p19)	<p>「電気通信事業紛争処理委員会」の処理機能を再送信に係る紛争にまで拡大し、その実効性を担保するのであれば、そこで問題が解決するはずであり、再送信同意についての裁定制度を維持する必要はない。</p>

以上